

埼玉県報

第 459 号 令和 5 年(2023 年) 10 月 24 日 火曜日

目次

告示

- 鳥獣保護区の更新(折原)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(名栗げんきプラザ)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(長瀞第二小学校)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(荒川大麻生)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の名称の変更(児玉白楊高等学校)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(北足立)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(羽生)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(秩父高原牧場)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(三ヶ山)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(川島)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(志多見)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(久喜・幸手)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(神流川)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(長瀞北)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(利根川)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(白岡)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(上里)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(高根ゴルフ場)(みどり自然課)
- 県営土地改良事業中太田・小柱地区(区画整理事業)の換地処分(農村整備課)
- 小林栢間土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業(維持管理事業)計画書の写しの縦覧(農村整備課)
- 和光都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 和光都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 和光都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 飯能都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 蕨都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 〇 川口栄町3丁目銀座地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更認可(市街地整備課)

	令和 5 年 (2023 年) 10 月 24 日				
0	和光都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道事業課)				
0	県道佐野行田線の区域の変更(行田県土整備事務所)				
0	県道佐野行田線の供用の開始(行田県土整備事務所)				
0	開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)				

埼玉県告示第千二百十五号

折 原鳥獣保護区の存続期間を次 平成二十五年埼玉県告示第千四百三十三号(鳥獣保護区 のとおり更新する。 の更新に っいい て に係る

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名称

折原鳥獣保護区

二区域

平成五年埼玉県告示第千四百六十六号で告示した区域

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

口 指定目的

ことを目的とする。 区域内における鳥獣の生息状 へと続く、 当該区域は、 針 葉樹林、 海抜九十 広葉樹林等が 県立長瀞玉 メ 淀自然公園内に位置 ル 況 広 から六百メ 「がり、 は良好であ 数多くの ŋ ル 鳥獣 これら にわ の生息が たる変化に \mathcal{O} 川右岸の水辺から 層の 確認され 保護繁殖を図る 富 W だ地 7 いる。 形 Щ を示 間部

埼玉県告示第千二百十六号

名栗げんきプラザ鳥獣保護区の 平成二十五年埼玉県告示第千四百三十四号 存続期間を次 のとおり更新する。 (鳥獣保護区の更新に っいい て に係る

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野

元

裕

一名称

名栗げんきプラザ鳥獣保護区

二区域

平成五年埼玉県告示第千四百六十五号で告示した区域

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

茶木鳥鉄

1

指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

口 指定目的

に対す ザが この 多数の鳥獣が生息し 区域 る興味、 自 然環境活動等も行う社会教育施設であることか は県立奥武蔵自然 関心を高め て 1 る。 公園 理解を深めることを目的とする。 また、 \mathcal{O} 一角に位 区域 置 \mathcal{O} 中心 スギ に あ 6 る県立 やヒ 利用者が野生鳥獣 名栗げんきプラ \mathcal{O} 植林 -地であ

埼玉県告示第千二百十七号

長瀞第二小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。 平成二十五年埼玉県告示第千四百三十五号(鳥獣保護区の更新について)に係る

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

長瀞第二小学校鳥獣保護区

区域

平成十五年埼玉県告示第二千百二十号で告示した区域

三 存続期間

令和五年十一月一日 から令和十五年十月三十一日まで

兀 保護に関する指針

1

指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

口 指定目的

鳥獣保護思想の普及

埼玉県告示第千二百十八号

平成二十五年埼玉県告示第千四百三十六号(鳥獣保護区の更新について) に係る

荒川大麻生鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

荒川大麻生鳥獣保護区

二区域

平成十五年埼玉県告示第二千百二十一号で告示した区域

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

イ 指定区分

兀

保護に関する指針

j j

身近な鳥獣生息地の保護区

口 指定目的

鳥獣保護思想の普及

埼玉県告示第千二百十九号

令和三年埼玉県告示第千百九十号(鳥獣保護区の更新につい 、 て) に係る児玉白楊

高等学校鳥獣保護区の名称を次のとおり変更する。

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

児玉高等学校鳥獣保護区

二区域

平成十三年埼玉県告示第千六百十五号で告示した区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

口 指定目的

鳥獣保護思想の普及

埼玉県告示第千二百二十号

号) 第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

北足立特定猟具使用禁止区域 (銃)

三 平成二十八年埼玉県告示第千四百十三号で告示した区域 \equiv

区域

存続期間

から無期限

令和五年十一月一日

禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千二百二十一号

号) 第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

羽生特定猟具使用禁止区域 (銃)

区域

平成十五年埼玉県告示第二千百二十九号で告示した区域

三 存続期間

令和五年十一月一日 から無期限

兀 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千二百二十二号

号) 第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名称

秩父高原牧場特定猟具使用禁止区域 (銃)

三 昭和五十八年埼玉県告示第千三百五十六号で告示した区域 $\underline{}$

区域

存続期間

から無期限

令和五年十一月一日

禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千二百二十三号

号) 第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名称

三ヶ山特定猟具使用禁止区域 (銃)

 \equiv

区域

平成五年埼玉県告示第千四百七十号で告示した区域

三 存続期間

令和五年十一月一日 から無期限

禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千二百二十四号

号) 第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名称

川島特定猟具使用禁止区域 (銃)

 \equiv

区域

平成三十年埼玉県告示第千百四十四号で告示した区域

三 存続期間

令和五年十一月一日 から無期限

禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千二百二十五号

号) 第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

志多見特定猟具使用禁止区域 (銃)

二区域

平成十年埼玉県告示第千三百八十二号で告示した区域

三 存続期間

令和五年十一月一日から無期限

禁止に係る特定猟具の種類

兀

売

埼玉県告示第千二百二十六号

号) 第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

久喜・幸手特定猟具使用禁止区域(銃)

平成二十五年埼玉県告示第千四百五十一号で告示した区域

 \equiv

区域

存続期間

三存続期間

令和五年十一月一日から無期限

禁止に係る特定猟具の種類

兀

充足

埼玉県告示第千二百二十七号

号) 第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名称

神流川特定猟具使用禁止区域 (銃)

 \equiv

区域

平成五年埼玉県告示第千四百七十一号で告示した区域

三 存続期間

令和五年十一月一日 から無期限

兀 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千二百二十八号

号) 第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

長瀞北特定猟具使用禁止区域(銃)

区域

平成十五年埼玉県告示第二千百二十四号で告示した区域

三 存続期間

令和五年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

充哭

埼玉県告示第千二百二十九号

号) 第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

利根川特定猟具使用禁止区域(銃)

二区域

平成十五年埼玉県告示第二千百二十五号で告示した区域

三 存続期間

令和五年十一月一日から無期限

禁止に係る特定猟具の種類

兀

銃哭

埼玉県告示第千二百三十号

号) 第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

白岡特定猟具使用禁止区域 (銃)

 \equiv

区域

平成二十六年埼玉県告示第千四百二十号で告示した区域

三 存続期間

令和五年十一月一日 から無期限

禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千二百三十一号

号) 第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名称

上里特定猟具使用禁止区域 (銃)

区域

平成二十年埼玉県告示第千四百十六号で告示した区域

三 存続期間

令和五年十一月一日 から無期限

禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千二百三十二号

第三十五条第一項の規定により、 令和五年十月二十四 の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 次 \mathcal{O} とお り特定猟具使用禁止 (平成十四年法律第八十八 区域を指定する。

日

埼 玉県 知 事 大 野 元 裕

高根 ゴ ル フ場特定猟 ,具使用 禁止 区 域

区域

進み、 点 同 接 滑 を北西に進み、 道百二十号線と の接点に至り、 ク に至る線で囲まれ 点 Ш 県道ときが 道を北 然に至り、 町 道二百五号線との交点に至り、 ル へ進み、 町 同敷地 道千 わ熊 滑 \mathcal{O} 同 Ш 交点 町道を南西に 兀 谷 町道千二百七十七号線 滑川町道二百九号線との交点に至り、 \mathcal{O} 百 線 た区域及び 境界を北 ~に至り、 と滑川 九 十二号線と 町 へ進み、 進み、 道二百 同 高根ゴルフ場区域の一円。 町道を南 \mathcal{O} 滑 川 同 接点に至り、 九号線と 滑 町 との交点に至り、 Ш 道を南西に進み、 西 町道二百四線との 12 町道百三十一 進み、 \mathcal{O} 接点を起点とし、 同 滑 川 町道を南 号線との接点に 町 同町道を南 (面積二百三十四・ 同町道を北西に進み、 道千二百十二号線 高根ゴルフ場敷地 接点に至り、 西に 進み、 同県道を南 へ進み、 至り、 同 町道 Щ 三 起 \mathcal{O} 町

三 存続 期

和 五年十 月 日 か 5 令 和 八 年 十月三十 一日まで

兀 禁止 に 係る 特 定 猟 具 \mathcal{O} 種類

銃器

埼玉県告示第千二百三十三号

り、令和五年十月十日に県営土地改良事業中太田・小柱地区(区画整理事業)の換土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定によ 地処分をした。

令和五年十月二十四日

埼玉県告示第千二百三十四号

び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次 同法第四十八条第九項に る同法第八条第一項の規定により、 (維持管理事業)計画の変更認可申請を令和五年十月十八 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) おいて準用する同法第八条第六項 久喜市小林栢間土地改良区か 第四十八条第九 日適当と決 のとおり縦覧に供する。 の規定によ 項において準用す らの土地改良事業 に定した り公告し、及 ので、

埼玉県知事 大 野 元 裕

一縦覧期間

令和五年十月二十四日

令和五年十月二十七日から令和五年十一月二十八日まで

一縦覧場所

久喜市役所

白岡市役所

加須市役所

埼玉県告示第千二百三十五号

二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第和光市から和光都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 て縦覧に供する。

令和五年十月二十四日

埼玉県告示第千二百三十六号

二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第和光市から和光都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 て縦覧に供する。

令和五年十月二十四日

埼玉県告示第千二百三十七号

市計画課において縦覧に供する。 準用する同法第二十条第二項の規定により、 を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において 和光市から和光都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付 当該図書の写しを埼玉県都市整備部都

令和五年十月二十四日

埼玉県告示第千二百三十八号

二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第和光市から和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 て縦覧に供する。

令和五年十月二十四日

埼玉県告示第千二百三十九号

二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第飯能市から飯能都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 て縦覧に供する。

令和五年十月二十四日

埼玉県告示第千二百四十号

計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十蕨市から蕨都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市 覧に供する。 条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦

令和五年十月二十四日

埼玉県告示第千二百四十一号

けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用蕨市から蕨都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受 画課において縦覧に供する。 する同法第二十条第二項の規定により、 当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計

令和五年十月二十四日

埼玉県告示第千二百四十二号

11 --- て準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。 種市街地再開発事業の定款及び事業計画 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十 \mathcal{O} 八号)第三十八条第一項 変更を認可 したので、 同条第二項にお の規定により第

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一組合の名称

川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年三月三十日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県川口市栄町三丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県川口市大字赤山千四百三十八番地の三

五 設立認可の年月日

平成三十年三月三十日

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和五年十月二十四日

埼玉県告示第千二百四十三号

市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二和光市から和光都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都 縦覧に供する。 十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において

令和五年十月二十四日

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十五号告 一示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和五年十月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和五年十月二十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

道路の種類 県 道

線 佐野行田線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
一地先まで	同市大字上新郷字別所七一五〇番番三地先から	羽生市大字上新郷字別所七〇九四	区間
九・〇〇 ~ 九・二二	五 • ○	八・〇〇 ~ 一四・七八	敷地の幅員
二七六・九六	二七八・二六	二五三・一六	(メートル) 長
			備考

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十六号告 一示

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和五年十月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和五年十月二十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

県道佐野行田線	路 線 名
別生市大字上新郷字別所七○五○番一地 地先から おり	供用開始の区間
令和五年十月二十五日	供用開始の期日
供用開始である。 供用開始である。 供用開始である。	備考

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年十月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 金 澤 圭 竹

一許可番号

令和五年八月三十一日

指令川建セ第〇五〇〇三〇号

一 検査済証番号

令和五年十月二十日

川建セ第〇五〇一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字鳩山千九百四十八番八、 同番十三、 同番十四

同番十八、同番二十、同番二十一、同番二十二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋七百八十二番地五

5年 真喜子、坂井 もも子